令和８年 11 月吉日

保護者の皆さま
地域の皆さま

大阪市教育委員会
教育長　多田　勝哉
大阪市立喜連西小学校
校　長　千葉　法幸

今後の学校における電話対応について

保護者の皆さま・地域の皆さまにおかれましては、日頃より大阪市の教育活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本市におきましては、学校が子どもたちにとって活気にあふれ健やかに成長できる場となるために、教職員一人ひとりがいきいきと子どもたちに向き合い、それぞれの熱意と専門性を発揮するなど、よりよい教育の実現に取組むことはもとより、子どもたちを共に支えるパートナーとなる保護者の皆さま・地域の皆さまと、お互いの立場を尊重しながら信頼関係を築くなど、よりよい関係を作っていくことも大切であると考えております。

そのための取組の一つとして、保護者の皆さま・地域の皆さまと学校の双方が安心して連絡できるよう通話録音装置を設置するとともに、教職員の負担軽減と、用件のある教職員にスムーズに電話が繋がるなど待ち時間短縮を図るため、音声ガイダンスによる自動振り分けを導入いたします。

今後学校にいただくお電話につきましては、次のとおり対応させていただきますので、何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

記

１　通話録音・音声ガイダンスによる自動振り分け開始日

令和８年 11 月 16 日（月）から開始いたします。

・工事・作業は、令和８年 11 月 14 日（土）に行います。

２　通話の録音について

上記１の開始日以降、電話におけるやり取りを録音させていただきます。録音した音声を必要に応じて聞き返すことで正確性・透明性を高めるなど、聞き違い等によるトラブル防止に努めます。

・学校にお電話をおかけいただいた際は、録音する旨の音声アナウンスの後、録音が開始されます。学校から発信する電話についても、音声アナウンスはありませんが録音を行います。

・録音したデータは、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例等に基づき、適正に取り扱います。

３　音声ガイダンスによる自動振り分け

学校へお電話いただくと、次のとおり音声ガイダンスが流れますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

お電話ありがとうございます。喜連西小学校です。
この電話は、通話内容を正確に記録するため、録音させていただきます。
ご用件に応じて、番号を押してください。なお、案内の途中でも番号を押していただけます。
職員室に御用の方は①を、事務室に御用の方は②を押してください。
もう一度お聞きになる場合は⑨を押してください。

大阪市立学校園における通話録音装置の設置及び運用に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪市立学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）における電話でのやり取りの正確性・透明性を高め、保護者等と学校園の双方が安心して連絡できる体制を構築することを目的として、学校園に設置する通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　通話録音装置　電話機主装置設備の通話録音機能を設定することにより、電話機での通話内容を、通話開始とともに自動で録音、記録する装置をいう。

(2)　通話記録　通話録音装置により録音、記録された通話内容の電磁的記録をいう。

（管理責任者等の設置）

第３条　通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、学校園に通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び通話録音装置取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

２　管理責任者は、小学校、中学校及び義務教育学校にあっては校長、准校長及び副校長、幼稚園にあっては園長をもって充て、通話録音装置の管理及び運用に関する事務を統括する。

３　取扱責任者は、管理責任者が指定する者とし、管理責任者の指揮のもと、通話録音装置の管理及び運用に関する事務を行う。

（通話記録の取扱い）

第４条　通話記録は、大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号）に基づき適切に管理するとともに、個人情報保護及びデータセキュリティ対策について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）及び大阪市教育委員会情報セキュリティ管理規程（平成 25 年大阪市教育委員会教育長達第３号）に基づき取り扱うものとする。

２　通話記録は、記録された状態のまま保存することとし、修正又は加工してはならない。

３　通話記録は、第１条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法第 69 条第２項各号の規定に該当するとき、その他法令で定める事由に該当するときは、この限りでない。

（通話記録の保存及び消去）

第５条　通話記録の保存期間は、原則として１週間程度とし、保存期間を経過した通話記録は、通話録音装置の自動上書き機能により消去するものとする。

２　通話記録は、複製してはならない。ただし、前条第３項ただし書の規定に該当するとき、法

第76条の規定による開示の請求があったとき、又は管理責任者が第１条に規定する通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　前項の規定により通話記録を複製したときは、当該複製データは、職員室内に施錠保管するものとする。

４　第２項の規定により作成した複製データは、保存の必要がなくなった時点で速やかに消去するものとする。

（施行の細目）

第６条　この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。